

# **業務及び財産の状況に関する説明書類**

---

**2020年4月1日 ~ 2021年3月31日**

**SMFL信託株式会社**

ご照会窓口

SMFL信託株式会社

信託企画部 〒101-0003  
東京都千代田区一ツ橋2-1-1  
如水会ビル7F  
TEL 03-3515-0027

## 目 次

I 会社の概要 .....	2
II 沿革 .....	2
III 組織図および役員一覧 .....	3
IV 信託会社の内部管理の状況に関する事項 .....	4
V 事業の概況(信託業務及び信託業務以外の業務の状況) .....	6
VI 信託会社の財産の状況 .....	7
1. 貸借対照表 .....	7
2. 損益計算書 .....	8
3. 株主資本等変動計算書 .....	9
4. 主要な借入先及び借入金額 .....	12
5. 保有有価証券の状況 .....	12
6. 財務諸表に関する監査法人等による監査の有無 .....	12
VII 信託業務の状況 .....	13
1. 信託業務の指標 .....	13
2. 信託財産残高表 .....	13
3. 信託財産の指標 .....	13
4. 信託財産の分別管理の状況 .....	14

## I 会社の概要

- ◆ 商号 SMFL信託株式会社 (SMFL Trust Company Limited)
- ◆ 設立年月日 平成 7年 1月 6日
- ◆ 更新年月日 令和 2年 5月 2日 (初回登録: 平成17年 5月 2日)
- ◆ 登録番号 関東財務局長(信6)第1号
- ◆ 営んでいる業務の種類
  - 管理型信託業
  - 財産の管理業務
- ◆ 営業所

本店 (登記上・実態上の本社機能を有する本社)	〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-1-1
大阪支店	〒542-0081 大阪市中央区南船場3-10-19 銀泉心斎橋ビルディング

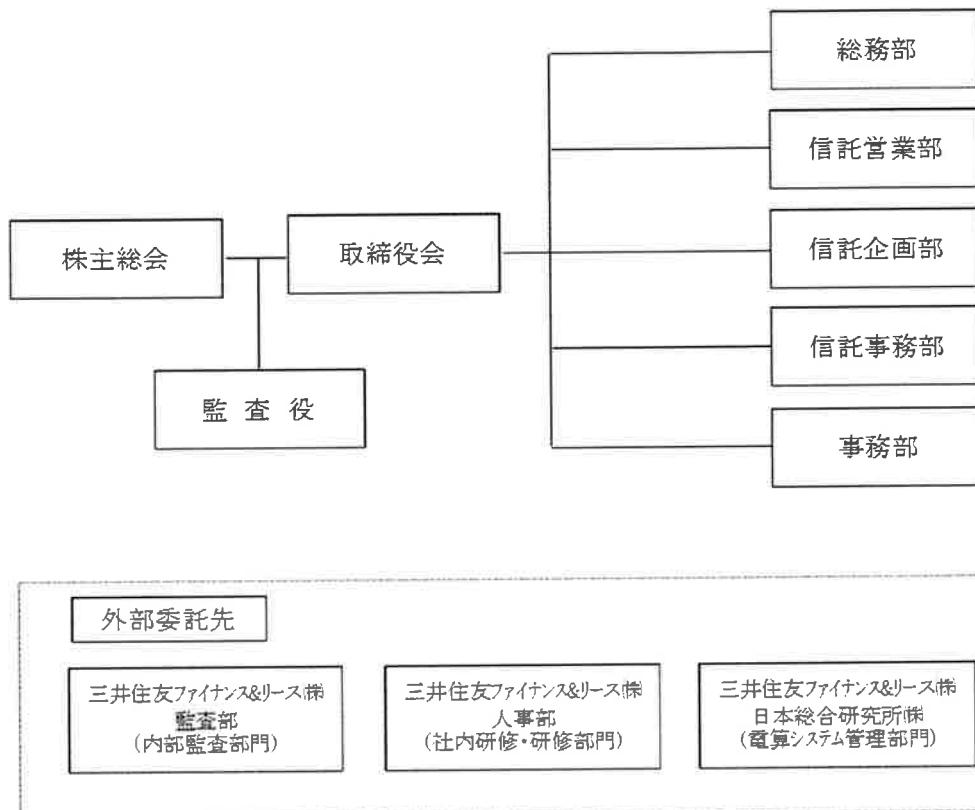
- ◆ 資本金 100百万円
- ◆ 株主構成 三井住友ファイナンス&リース株式会社(100%)
- ◆ 発行済株式総数 2, 000株
- ◆ 信託会社及びその子会社等の状況に関する事項
  - 当社は子会社等を保有しておりません
- ◆ 当社が契約している指定紛争解決機関
  - 一般社団法人 信託協会
  - 連絡先 信託相談所
  - 電話番号 0120-817335 又は 03-6206-3988

## II 沿革

- 平成7年1月 住銀リース株式会社(※)が従属業務子会社としてエス・ビー・エル・サービス株式会社を設立。資本金10百万円。
- 平成15年9月 資本金を100百万円に増資(母社 三井住友銀リース株式会社(※)が全額出資)
- 平成15年10月 三井住友銀リース株式会社(※)の事務受託を開始。  
商号をSMLCビジネス株式会社に変更。
- 平成17年5月 管理型信託業を登録、管理型信託業務を開始。  
商号をSMLC信託株式会社に変更。
- 平成19年10月 母社合併(三井住友銀リースと住商リースが合併、新社名 三井住友ファイナンス&リース株式会社に商号を変更)に伴い、商号をSMFL信託株式会社に変更。  
(※) 現 三井住友ファイナンス&リース株式会社
- 平成26年10月 一般社団法人信託協会に準会員として加盟。
- 平成27年11月 本社移転により、本店所在地が港区西新橋から千代田区一ツ橋に変更。

### III 組織図および役員一覧

#### ◆ 組織図（令和3年4月1日現在）



#### ◆ 役員一覧（令和3年4月1日現在）

##### 取締役

(氏名)	(役職名)
(※1) 中島 浩	代表取締役
中原 一晃	取締役
宮川 卓秦	取締役
仲田 和弘	(非常勤)取締役
熊谷 文子	(非常勤)取締役

(※1) 令和3年4月1日付 新代表取締役として就任。(旧代表取締役の河越広道は同日付退任)

##### 監査役

(氏名)	(役職名)
戸谷 仁	(非常勤)監査役

## IV 信託会社の内部管理の状況に関する事項

### ◆ 内部管理に関する業務を遂行するための体制について

当社では信託業法施行規則第40条に規定される、「内部管理に関する業務」を遂行するための規則として、信託事務規則 第5章にて、①法令遵守の管理に関する規則、②内部監査に関する規則、③内部検査に関する規則、④財務に関する規則、を定めており、当規則に定めのない事項は当社の他の規定等もしくは当社の親会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社の社内規定を準用する旨定めております。

#### (1) コンプライアンス(法令遵守の管理)体制

当社ではコンプライアンス体制の強化を経営上の重要課題の一つと位置付け、社内規則に定める組織体制、管理手順等に従いコンプライアンスを確保する体制を整えるとともに、役職員の業務遂行上の行動規範を取り纏めたコンプライアンスポリシー及びコンプライアンスマネジメント体制規則を遵守します。

##### ①各部門の機能と役割

当社のコンプライアンス体制は、次の3線構造を基本的な考え方とします。なお、全ての組織部門を次の3つのいずれかに分類することが目的ではなく、部署によっては中間的な役割や、複数の役割を担うことを妨げるものではありません。各部門の役割は以下の通りです。

##### 第1線…企画・営業部門(信託企画部・信託営業部)

業務において顧客等の取引先と最初に直接対面する企画・営業部門等がコンプライアンスに関するリスクの発生を防止する役割を担います。

企画・営業部門の各部は業務を行う上での法的判断等コンプライアンスに関する判断(事前の判断)を自らの責任で行います。

##### 第2線…コンプライアンス部門(総務部)

第2線は、コンプライアンス部門を指し、第1線の自律的なリスク管理に対して独立した立場から牽制を行うと同時に、第1線を支援する役割を担います。

第2線の部門は、第1線の各部の法的判断、コンプライアンスに関する判断を全面的にサポートします。

##### 第3線…監査部門(親会社の三井住友ファイナンス&リース株式会社監査部に委嘱)

##### ②行動規範

当社は、親会社である三井住友ファイナンス&リース株式会社(以下、SMFL)グループの一社として、SMFLの策定するコンプライアンス・ポリシーを共有しています。コンプライアンスを実践するための羅針盤として、次の7項目のポリシーを設けています。

- (1) 各種業法・法令の遵守
- (2) 誠実な行動
- (3) 情報の適正な管理・使用
- (4) 公正な業務運営
- (5) 贈収賄・腐敗行為防止
- (6) 人権の尊重、差別・ハラスメントの防止
- (7) 反社会的勢力との関係遮断、資金洗浄・テロ資金供与防止対策

(2) 内部監査体制

当社では、健全経営のための危機管理ならびに資産管理の観点から内部監査部門(三井住友ファイナンス&リース株式会社 監査部 に委託)が内部監査を実施しております。

内部監査では、当社各部門の経営活動および営業活動の遂行状況、事務の処理状況、資産の保全状況、危機管理状況等を的確に把握し、それらが当社の方針、計画及び手続に準拠し、適切かつ有効に行われているかを点検のうえ、指摘、指導、査定ならびに改善提言を行っています。

なお、各年度の監査項目については前年度の結果・改善事項等を踏まえ、内部監査部門と当社との間で協議の上で決定しております。また監査項目及び結果については、当社取締役会への報告事項と定めております。

(3) 内部検査体制

当社は内部検査として、担当部店にて定める点検項目に基づいた自店検査を毎月実施しております。検査で指摘事項として挙がった項目については可及的速やかに対応するものとし、検査内容についても定期的に見直しを行う体制としております。

(4) 財務に関する事項への対応

当社では財務に関する事項の担当部署として総務部を設けており、取引の決定については総務部担当役員の決裁又は承認を要するものとしております。また担当役員が重要又は異例なものと判断した場合は、代表取締役の決裁を要するものとしております。

## V 事業の概況（信託業務及び信託業務以外の業務の状況）

当年度における世界経済は、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的な流行の影響を受けて、景気は急速に悪化しました。その後、経済活動が再開するにつれて回復や持ち直しへと向かいましたが、一部の国や地域では感染の再拡大により経済活動が抑制され、全体としては厳しい状況が続きました。

国内経済も新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響により景気が急速に落ち込みましたが、経済活動の再開に伴い持ち直しの動きがみられました。しかしながら、年央以降で再び感染が拡大したこともあり、総じて厳しい状況が続きました。

国内の設備投資は減少傾向から徐々に持ち直しの動きがみられ、リース取扱高(公益社団法人リース事業協会統計:速報値)は、前年比14.1%の減少となりました。

SMFLグループとしては、事業環境が新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響を受け、大きく変化するなかで各ステークホルダーの健康、安全・安心を第一に心掛け、社会インフラとしての金融機能の維持に努めるとともに、様々な社会ニーズに対応しました。また、顧客・取引先との「リモートリレーション」の推進や契約の電子化を進めるとともに、在宅勤務体制の構築に向けた社内規定や業務フローの見直し、インフラの整備など、業務環境の改善・整備にも取り組みました。

当年度初頭に2020年度から2022年度を計画期間とする中期経営計画を公表し、グループの経営理念・経営方針の「SMFL Way」における「Our Mission(私たちの使命)」及び「Our Vision(私たちの目指す姿)」の実現に向けて5つの中計戦略を実行しました。

当社におきましては、管理型信託業に関する信託報酬が114百万円と、概ね予算通りとなりました。財産管理部門では、業務手数料が365百万円と当初目論んでいた予算を下回りましたが、連動して販売費および一般管理費も当予算より下回る結果となりました。この結果、全社売上は478百万円(前年比32百万円減)、当期純利益は87百万円(前年比2百万円増)となりました。

## VI 信託会社の財産の状況

### 1. 貸 借 対 照 表

(金額単位:千円)

科目	令和元年度末	令和2年度末	科目	令和元年度末	令和2年度末
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	958,631	1,066,327	流動負債	46,538	58,146
現金及び預金	945,668	1,059,161	未払金	3,154	1,990
立替金	-	-	親会社未払金	27,529	33,307
前払費用	1,874	1,874	未払法人税等	5,158	9,654
未収収益	11,088	5,290	未払消費税等	9,944	12,556
			未払事業所税等	752	637
			固定負債	-	-
			負債合計	46,538	58,146
固定資産	50,296	41,793	(純資産の部)		
有形固定資産	2,408	2,065	株主資本	962,389	1,049,974
無形固定資産	16,733	10,933	資本金	100,000	100,000
投資その他の資産	31,154	28,793	利益剰余金	862,389	949,974
差入保証金	10,000	10,000	その他利益剰余金	862,389	949,974
敷金保証金	19,242	18,793	繰越利益剰余金	862,389	949,974
繰延税金資産	1,912	-	純資産合計	962,389	1,049,974
資産合計	1,008,928	1,108,120	負債・純資産合計	1,008,928	1,108,120

## 2. 損益計算書

(金額単位:千円)

科目	令和元年度 自平成31年4月 1日 至令和2年3月31日	令和2年度 自令和2年4月 1日 至令和3年3月31日
経常損益の部		
営業損益		
売上高	510,338	478,967
業務受託手数料	382,005	365,000
信託報酬	128,333	113,967
再リース料収入	-	-
その他営業収入	-	-
売上原価	-	-
売上総利益	510,338	478,967
販売費及び一般管理費	380,849	339,891
営業利益	129,488	139,076
営業外収益		
営業外収益	56	57
受取利息	56	57
為替差益	-	-
雑収入	-	-
営業外費用	-	-
雑損失	-	-
経常利益	129,544	139,134
特別損益の部		
特別利益	-	-
特別損失	-	-
税引前当期純利益	129,544	139,134
法人税、住民税及び事業税	42,827	49,637
法人税等調整額	1,707	1,912
当期純利益	85,009	87,584

### 3. 株主資本等変動計算書

#### (1) 令和元年度 株主資本等変動計算書

事業年度(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日 )

(金額単位:千円)

資本金	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計			
	その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金				
当期首残高	100,000	777,380	877,380	877,380	
当期変動額					
当期純利益		85,009	85,009	85,009	
当期変動額合計	-	85,009	85,009	85,009	
当期末残高	100,000	862,389	962,389	962,389	

#### (1) 令和2年度 株主資本等変動計算書

事業年度(自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日 )

(金額単位:千円)

資本金	株主資本			純資産合計	
	利益剰余金	株主資本合計			
	その他利益剰余金				
	繰越利益剰余金				
当期首残高	100,000	862,389	962,389	962,389	
当期変動額					
当期純利益		87,584	87,584	87,584	
当期変動額合計	-	87,584	87,584	87,584	
当期末残高	100,000	949,974	1,049,974	1,049,974	

令和元年度	令和2年度												
<b>個別注記表</b>	<b>個別注記表</b>												
(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。尚、主な耐用年数は次の通りであります。 耐用年数 建物附属設備 8年～15年 器具備品 8年～15年	(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 固定資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。尚、主な耐用年数は次の通りであります。 耐用年数 建物附属設備 8年～15年 器具備品 8年～15年												
無形固定資産 定額法を採用しております。 尚、主な償却期間は次の通りであります。 償却期間 ソフトウェア 5年	無形固定資産 定額法を採用しております。 尚、主な償却期間は次の通りであります。 償却期間 ソフトウェア 5年												
その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用…当社は、当事業年度より三井住友ファイナンス&リース株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。	その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項 消費税等の会計処理…消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 連結納税制度の適用…当社は、当事業年度より三井住友ファイナンス&リース株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。												
(追加情報) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額についてに係る会計基準の適用指針「企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月で、改正前の税法の規定に基づいております。	(追加情報) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用 当社は「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 令和2年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額についてに係る会計基準の適用指針「企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月で、改正前の税法の規定に基づいております。												
(貸借対照表に関する注記) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債権 8千円	(貸借対照表に関する注記) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 短期金銭債権 1千円												
(損益計算書に関する注記) 関係会社との取引高 営業取引による取引高 売上高 382,005千円 販売費及び一般管理費 307,240千円	(損益計算書に関する注記) 関係会社との取引高 営業取引による取引高 売上高 365,000千円 販売費及び一般管理費 279,140千円												
(株主資本等変動計算書に関する注記) 当事業年度末における発行済株式の数 普通株式 2,000株	(株主資本等変動計算書に関する注記) 1. 当事業年度末における発行株式の種類及び総数 普通株式2,000株 2. 配当に関する事項 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力が翌事業年度となるものとのとおり決議を予定しております。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決議</th> <th>株式の種類</th> <th>配当金の総額</th> <th>1株当たり配当額</th> <th>効力発生日</th> <th>基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2021年6月24日 定期株主総会</td> <td>普通株式</td> <td>500,000千円</td> <td>250千円</td> <td>2021年6月25日</td> <td>2021年3月31日</td> </tr> </tbody> </table>	決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	効力発生日	基準日	2021年6月24日 定期株主総会	普通株式	500,000千円	250千円	2021年6月25日	2021年3月31日
決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	効力発生日	基準日								
2021年6月24日 定期株主総会	普通株式	500,000千円	250千円	2021年6月25日	2021年3月31日								
(税効果会計に関する注記) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 未払事業税 1,235千円 敷金償却費 417千円 未払事業所税 260千円 繰延税金資産合計 1,912千円	(税効果会計に関する注記) 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 未払事業税 2,459千円 敷金償却費 572千円 <u>未払事業所税</u> 220千円 繰延税金資産小計 3,252千円 評価性引当金 △3,252千円 繰延税金資産合計 一千円												
(金融商品に関する注記) 1. 金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については、定期預金および短期的な預金等に限定しており、銀行等金融機関からの借入による資金調達はしておりません。 差入保証金10,000千円は、管理型信託会社登録の際、営業保証金を東京法務局に供託しているもので、信用リスク等の懸念はございません。 2. 金融商品の時価等に関する事項 令和2年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。	(金融商品に関する注記) 1. 金融商品の状況に関する事項 当社は、資金運用については、定期預金および短期的な預金等に限定しており、銀行等金融機関からの借入による資金調達はしておりません。 差入保証金10,000千円は、管理型信託会社登録の際、営業保証金を東京法務局に供託しているもので、信用リスク等の懸念はございません。 2. 金融商品の時価等に関する事項 令和3年3月31日(当期の決算日)における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。												

(単位:千円)			
貸借対照表計上額		時価	差額
資産	(1) 現金及び預金	945,668	945,668
	(2) 未収収益	11,088	11,088
負債	(1) 未払金	3,154	3,154
	(2) 親会社未払金	27,529	27,529
	(3) 未払法人税等	5,158	5,158
	(4) 未払消費税等	9,944	9,944
	(5) 未払事業所税	752	752

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金については、預入期間が短期(1年以内)であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 未払金、(2) 親会社未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等  
(5) 未払事業所税等、

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 敷金保証金及び差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位:千円)							
種類	会社等の名称	譲渡権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高
親会社	三井住友ファイナンス＆リース株式会社	被所有 直接100%	事務受託 営業取引	手数料の受取(注1)	382,000	—	—
				人件費の支払(注1)	302,842	—	—
			連結納税	連結納税に伴う支払予定期額	27,529	親会社未払金	27,529

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には、消費税等を含めておりません。

(1) 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	481,194 円 99 銭
1株当たり当期純利益	42,504 円 78 銭

(その他の注記)

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(単位:千円)			
貸借対照表計上額		時価	差額
資産	(1) 現金及び預金	1,059,161	1,059,161
	(2) 未収収益	5,290	5,290
負債	(1) 未払金	1,990	1,990
	(2) 親会社未払金	33,307	33,307
	(3) 未払法人税等	9,654	9,654
	(4) 未払消費税等	12,556	12,556
	(5) 未払事業所税	637	637

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預金については、預入期間が短期(1年以内)であり、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 未払金、(2) 親会社未払金、(3) 未払法人税等、(4) 未払消費税等  
(5) 未払事業所税等、

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 敷金保証金及び差入保証金は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(単位:千円)							
種類	会社等の名称	譲渡権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高
親会社	三井住友ファイナンス＆リース株式会社	被所有 直接100%	事務受託 営業取引	手数料の受取(注1)	365,000	—	—
				人件費の支払(注1)	277,515	—	—
			連結納税	連結納税に伴う支払予定期額	33,307	親会社未払金	33,307

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、価格交渉の上で決定しております。

(注2) 取引金額には、消費税等を含めておりません。

(1) 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	524,987 円 4 銭
1株当たり当期純利益	43,792 円 4 銭

(その他の注記)

記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### 4. 主要な借入先及び借入金額

令和元年度末	借入なし	—
令和2年度末	借入なし	—

#### 5. 保有有価証券の状況

	取得価額	時価	評価損益
令和元年度末	—	—	—
令和2年度末	—	—	—

#### 6. 財務諸表に関する監査法人等による監査の有無

当社は令和3年3月期の計算書類並びにその附属明細について、有限責任あづさ監査法人による、会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査に準じた監査を受けており、適正意見の監査報告書を受領しております。

## VII 信託業務の状況

### 1. 信託業務の指標

(金額単位:百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
信託報酬	92	115	151	128	113
信託勘定貸出金残高	—	—	—	—	—
信託勘定有価証券残高	—	—	—	—	—
信託財産額	63,046	77,346	80,591	75,853	60,602

(注記)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 2. 信託財産残高表

(金額単位:百万円)

科 目	令和2年3月末	令和3年3月末
(資産)		
金銭債権	70,851	59,860
その他の金銭債権	70,851	59,860
現金預け金	3,600	675
預金	3,600	675
その他	1,402	66
資産合計	75,853	60,602
(負債)		
金銭債権の信託	75,853	60,602
負債合計	75,853	60,602

(注記) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 共同信託他社管理財産はありません。
3. 元本補てん契約のある信託については取り扱っておりません。

### 3. 信託財産の指標

#### (1) 金銭信託等の期末受託残高

直近の2事業年度において該当ありません

(注)金銭信託等とは、金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託であります。

#### (2) 信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高

直近の2事業年度において該当ありません

- (3) 金銭信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの期末運用残高  
直近の2事業年度において該当ありません
- (4) 金銭信託等に係る貸出金の科目別(証書貸付、手形貸付及び手形割引の区分をいう。)の期末残高  
直近の2事業年度において該当ありません
- (5) 金銭信託等に係る貸出金の契約期間別の期末残高  
直近の2事業年度において該当ありません
- (6) 担保の種類別(有価証券、債権、商品、不動産、保証及び信用の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高  
直近の2事業年度において該当ありません
- (7) 使途別(設備資金及び運転資金の区分をいう。)の金銭信託等に係る貸出金残高  
直近の2事業年度において該当ありません
- (8) 業種別の金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合  
直近の2事業年度において該当ありません
- (9) 中小企業等に対する金銭信託等に係る貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合  
直近の2事業年度において該当ありません  
(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、サービス業、小売業及び飲食店は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、サービス業は100人、小売業及び飲食店は50人)以下の会社若しくは個人であります。
- (10) 金銭信託等に係る有価証券の種類別(国債、地方債、社債、株式その他の証券の区分をいう。)の期末残高  
直近の2事業年度において該当ありません

#### 4. 信託財産の分別管理の状況

令和3年3月末時点で受託をしております信託財産について、以下の方法で分別管理を行っています。

資産の区分	分別管理の状況
金銭債権	帳簿上、信託財産が特定できる管理番号を付して分別して記帳。 関連する書類については信託契約から検索可能な管理番号ごとに保管。 回収金は案件ごとに開設した口座にて個別に管理。